

見守り構成団体

①西入間警察署 ②西入間広域消防組合 ③町社会福祉協議会 ④町民生委員・児童委員協議会 ⑤町区長・自治会長・町内会長会 ⑥町老人クラブ連合会 ⑦町商工会 ⑧保育園・幼稚園・小中学校 ⑨町地域ケア会議 ⑩協力事業者（郵便局、電気・ガス・水道事業者、新聞販売店等の民間事業者）

※見守り構成団体とは、原則として町とネットワークへの協力に関する守秘義務等について定めた覚書を交わした団体等です。

※見守り構成団体以外の個人の方からも連絡を受け付けています。



「ちょっと気になる…」



そんなときは、

ご連絡ください!



連絡先について

●鳩山町役場 TEL.049-296-1211

※夜間・休日は…

鳩山町役場警備室 TEL.049-296-1211 で
受付けた後に町担当者に連絡し、対応いたします。
※ただし、生命にかかわる緊急の場合は警察・消防へご連絡ください。

※内容がわかっている場合は…

- 子どもに関すること ➡ 鳩山町保健センター
TEL:049-296-2530 FAX:049-296-2832
- 障がいのある方に関すること ➡ 鳩山町長寿福祉課
TEL:049-296-1241 FAX:049-296-3390
- 高齢の方に関すること ➡ 鳩山町地域包括支援センター
TEL:049-296-7700 FAX:049-298-0077
- 消費者被害に関すること
➡ 鳩山町消費生活センター（産業振興課内）
TEL:049-296-5895 FAX:049-296-7557

鳩山町地域見守り支援ネットワーク

愛称 見守りはとネット



鳩山町イメージキャラクター
はとん

地域で支え合い!

まもろう! ふせごう! つながろう!



見守りはとネットは「ちょっと気になる方」を地域でゆるやかに見守る地域支え合いの仕組みで、正式には「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」といいます。

鳩山町では、平成22年7月から、高齢者、障がい者、子どもたちが地域で安心して暮らし続けられるように、各種団体や、民間事業者にもご協力をいただいて、地域を見守るための組織を「鳩山町地域見守り支援ネットワーク設置要綱」に基づいて設置しています。令和2年度からネットワーク内に「鳩山町消費者安全確保地域協議会」の機能を加え、見守り体制を強化しています。

最近ちょっと気になる方は いませんか?



〈例えば、次のような場合は町にご連絡ください。〉

具合が悪い?倒れてるかも?

人がいるはずなのに…

- 新聞や郵便物がたまっている
- 屋間でも雨戸が閉まったままになっている
- 昼夜問わず家の電気が点いたままになっている
- ここ数日、姿を見かけない



認知症の方かも?

- 季節に合わない不自然な服装で歩いている
- 自宅への帰り道がわからないようである
- 最近、物忘れが多くなり、同じことを繰り返している



虐待かも?

- 最近、どなり声がよく聞こえる
- 不自然なあざや傷が多い

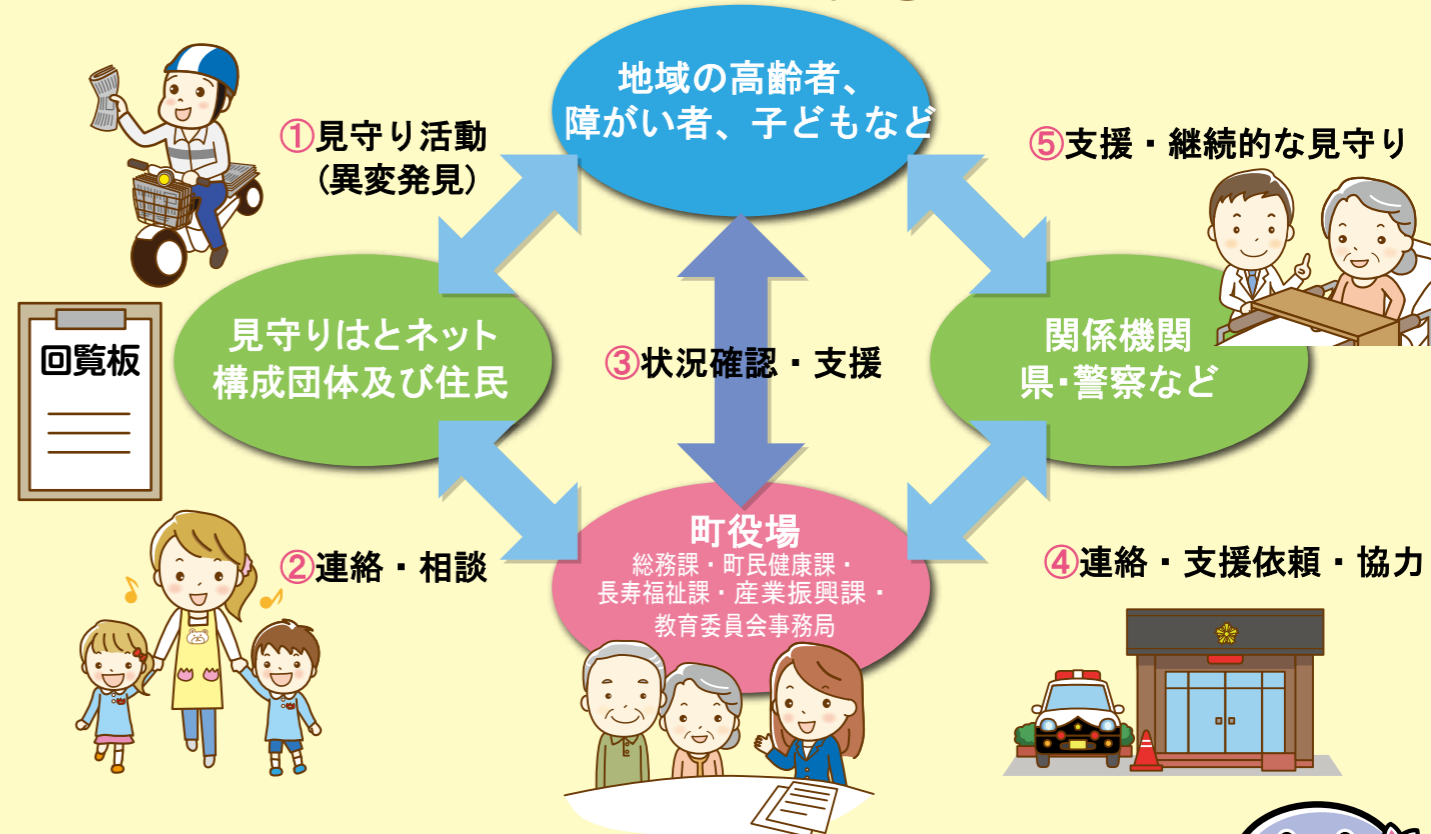
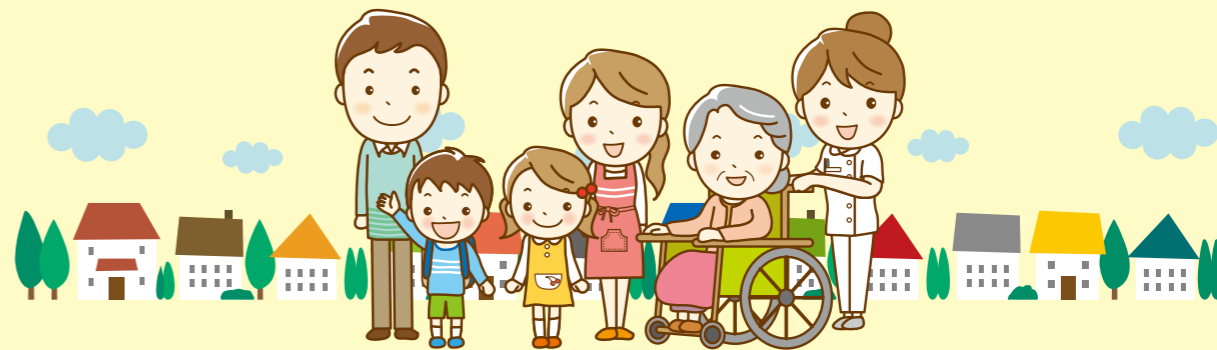


悪質商法かも?

- ふだん見かけない人がよく出入りするようになった
- 最近、お金に困っている様子だ
- 健康食品や医療用具が必要以上にある



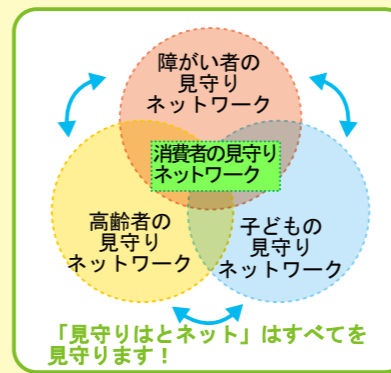
見守りのしくみ



- ① 普段の生活や業務の中で、左のページ(2ページ)の例のような異変を発見します。
 - ② 異変を見つけた方は、町役場へ状況を連絡・相談します。
 - ③ 連絡を受けた役場の職員は、状況を確認し、支援の内容等を検討します。
 - ④ 必要があれば、関係機関(警察・消防・保健所等)に連絡し、支援について依頼します。
 - ⑤ 必要に応じて町役場及び関係機関により支援を行い、継続的な見守り活動を実施します。
- ※特に見守りが必要な方には支援会議を開催し、継続的な見守りや支援を行います。

見守りとネットの特徴

これまで、子どもだけの見守りネットワークや高齢者だけの見守りネットワークを設置している市区町村は全国でもいくつもありましたが、鳩山町で設置している「見守りはとネット」は子どもから高齢者まで、見守り対象を限定していないところに特徴があります。



従来のネットワークは見守り対象を限定したネットワークが主であり、それぞれのネットワークが相互に連携できていない面がありました。「見守りはとネット」は見守り対象を限定していないため、見守りはとネットで相談を受け付け、内容によって各分野の担当者でケースの対応を個別に検討する会議を開催したり法律等で定められた専門機関につなげ、分野をまたぐ包括的な見守りを行うことができます。これにより、様々な課題を抱える家族全体を支援します。

【イメージ図】